

横浜市霧が丘公園こどもログハウス
指定管理者選定委員会
選定結果報告書

令和3年8月

1 経緯

横浜市霧が丘公園こどもログハウスの指定管理者選定にあたり、横浜市霧が丘公園こどもログハウス指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、応募団体から提出された応募書類の審査及び面接審査（応募団体によるプレゼンテーション及び質疑）を行いました。

このたび、選定委員会による審査が終了し、指定候補者を選定しましたので、ここに選定結果を報告します。

2 横浜市霧が丘公園こどもログハウス指定管理者選定委員会 委員（委員長ほか 50 音順）

- 委員長 中田 範子（東京家政学院大学現代生活学部准教授）
委員 小川 尊幸（緑区青少年指導員連絡協議会副会長）
委員 手嶋 晴美（東京地方税理士会緑支部）
委員 平井 孝幸（緑区スポーツ推進委員連絡協議会会長）
委員 松浦 千恵（子育て支援拠点いっぽ施設長）

3 審査の経過

経過項目	日程
第1回選定委員会（傍聴者0名） 1 委員長の選出及び委員長職務代理者の指名 2 委員会の公開・非公開について 3 公募要項（案）について 4 仕様書（案）について 5 評価基準項目及び最低基準について 6 その他	令和3年5月7日（金）
公募及び応募書類配布の開始（緑区ホームページに掲載）	令和3年5月20日（木）
現地見学会及び応募説明会 ※申込は令和3年5月27日（木） 17時まで （申込 1団体3名）	令和3年6月1日（火）
公募要項等に関する質問受付（0問）	令和3年6月9日（水） ～6月10日（木）
応募書類受付（1団体）	令和3年7月8日（木） ～7月9日（金）
第2回選定委員会（傍聴者0名） 1 指定管理者応募書類審査及び面接審査 2 指定候補者の決定についての調査審議 3 その他	令和3年7月28日（水）

4 審査にあたっての考え方

選定委員会では、「横浜市霧が丘公園こどもログハウス指定管理者公募要項」（以下「公募要項」という。）においてあらかじめ定めた「横浜市霧が丘公園こどもログハウス指定管理者評価基準項目」に従って、応募団体から提出された応募書類の審査及びプレゼンテーションによる面接審査、質疑を行い、指定候補者を決定することとしました。

また、各委員 120 点を持点とし、各委員の合計点を評価点としました。最低基準点は、加減点項目を除く各委員の持点の合計（525 点）の 6 割である 315 点としました。

5 応募者の制限

応募団体について、応募書類により、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項及び失格事項に該当しないことを確認しました。

(参考：公募要項 15 ページ、16 ページ)

5 公募及び選定に関する事項

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること。(法人格は不要。ただし個人は除く。)

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

(ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

(イ) 労働保険、(雇用保険・労災保険) 及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。

(ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続き中であること

(エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること。

(オ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること

(カ) 選定委員が応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること

(キ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団経営支配法人等(横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号)第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。)であること

(ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること(仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと)

ウ～オ 省略

カ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

キ 重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

ク 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ケ 団体役職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体(共同事業体に当たっては構成団体、中小企業等協同組合に当たっては組合員となっている団体)の役職員以外が、次の行為を行うこと

を禁止します。

- (ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席
- (イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
- (ウ) 選定委員会の面接審査への出席

コ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- ① カ～ケの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合
- ② 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

6 応募団体

1 団体から応募がありました。

- ・ 横浜市霧が丘公園こどもログハウス運営委員会

7 選定結果

応募団体から提出された応募書類の審査及びプレゼンテーションによる面接審査、質疑を厳正に行った結果、応募団体を指定候補者と決定しました。

8 得点

項 目	合 計
1 団体の状況 (30点×5人=150点)	122
2 職員配置・育成 (10点×5人=50点)	44
3 施設の管理運営 (30点×5人=150点)	129
4 事業の企画・実施 (15点×5人=75点)	63
5 収支計画及び指定管理料 (15点×5人=75点)	63
6 新型コロナウイルスへの対応等 (5点×5人=25点)	24
小 計 (105点×5人=525点)	445 (※)
7 加減点項目	59
合 計 (120点×5人=600点)	504

※ 最低基準点：315点

9 審査講評

横浜市霧が丘こどもログハウス運営委員会は、地域を基盤として組織された団体であり、本施設について過去15年間の管理実績があることから、安定した運営が期待できます。

現在のコロナ禍においては、利用者からの意見を踏まえた感染対策をしっかりと行っています。今後は、区内に1施設であるこどもログハウスを幅広く広報し、新しい利用者も使いやすい施設運営が望まれます。

また、外国人とりわけインド人の居住者が多い地域に立地していることから、外国人も利用しやすい施設運営を行っていただくことを期待します。